

Title	「謹慎」に関する二つの事例
Sub Title	
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1982
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.4 (1982. 3) ,p.56(480), 80(504)- 56(480), 80(504)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	余白録
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19820300-0056

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「謹慎」に関する二つの事例

『福翁自伝』に福沢諭吉が小野友五郎に依頼して再渡米した際、小野と意見が合はず、帰国すると、外国奉行から謹慎を命ぜられたことを次の様に記している。

「ドウも貴様はアメリカ行のご用中ふつごうがあるからひつこんで謹慎せよ」といふ。もちろん幕府のひつこめというのはまことに楽なもので外に出るのはいつこうかまわぬ。ただ役所に出さえしなければよろしいのであるから、一身のためになんともない。かえって暇になってありがたいくらいのことだから、命令のとおりすぐひつこんで、そのときに西洋旅案内という本を書いていました。

如何にも処罰が形式的なものにすぎないよう記し、罪名と実際の相違のある事を記している。

幕府をはじめ諸藩でも、本人の不心得や派閥争い、或は責任罰等で、色々な処分が行はれているが、其の実際がどの様なものであるのかを示す資料は意外に少い。中津藩において最上級家臣の大身と、それよりやゝ格式の下の供番衆との間に「縁辺事件」という藩内紛争が生じ、天保五年双方に相当の処罰者を出した事件が発生した。大身の山崎織部が隠居を命ぜられ、家督を相続した惣主馬の伺に對し慎が指示された際の山崎家の対応が、山崎家の天保五年の「御用所日記」に相当具体的に記されている。

父織部に隠居の上惣主馬への家督が申渡されると、

一、右之趣被蒙仰恐入思召候御使御送り申上直ニ御門〆切小門開キ置事

一、右ニ付直様田山又八様ヲ以若旦那様（惣主馬）より御伺被差出候處御慎被遊候様被蒙仰候猶又右被蒙仰候ニ付御慎中之義御伺ニ相成候所御門半戸長屋向窓戸〆不及候真木割米搗不苦候趣御挨拶御座候窓戸之所ハ〆不及候御挨拶ニ御座候得共御門〆切ニ相成候義故御長屋住居之分ハ御自分ニ而御遠慮被遊候思召ニ付屋之内ハ障子〆切候様被仰付候夜分ハ不苦候以上長屋面々へ右之趣被仰付候

一、右被蒙仰候ニ付左之通り御止書ニ而被仰付惣体へ則申渡候

覚

一、今日御使参候節乙名老人小姓老人下座舎へ迎ニ可罷出事但し袴着用
一、送り之節同断

- 一、御使引取候ハゝ直ニ大門塞キ小門明置玄関ハ両方ニ雨戸壱枚ツ、建置中明ケ置候事、但小門六ツ時限りノ可申事
- 一、伺之上我等江慎被仰付候ニ付慎中屋敷内ハ勿論長屋迄騒々敷無之万事質素ニ致専一火之元大切ニ可致候事
- 一、慎中我等子供ハ勿論長屋子供迄門外へ決而出申間敷候事 但子供附之ものヘ急度可申渡候事
- 一、慎中乙名共兩人ニ利八清兵衛ヲ相加ヘ昼夜兩人宛用所ヘ詰切ニ而萬事氣ヲ附騒々敷無之様可致候事
- 一、慎中万太郎増八両人ニ而夜分両度程ツ、屋敷内相廻可申候事
- 一、御免日迄乙名共始一統月代無用可致候事
- 一、慎中一統宿元ニ引取事無用可致候事
- 一、但無拋用事申參候ハゝ其趣意申出竊ニ昼之内罷出用事相済次第早々罷帰可申候事
- 一、慎中門外掃除無用可致候事
- 一、町遣ニ中間遣候ハゝ朝夕壹度も一日ニ両度可差出候事
- 一、但無拋事ニ而遣候ハゝ其旨乙名共ヘ断遣可申候事

右之通り一統江急度可申渡候慎永キ事故其内心得違無之様其上当時御役も有之候得ハ別而一統相慎万事質素ニ可致候以上

七月八日

- 一、今日御慎御免可被蒙哉御内々御年寄より御沙汰御座候
- 一、四ツ半時分御目付須田半弥殿御出御玄関ニ御上り申哉申達度義御座候由罷出候趣被仰込候尤御小門より御通被成候直ニ旦那様御袴御着用被遊御書院上ノ御間ニ着座半弥殿御通被下候様及御挨拶御同間ヘ御通ニ而御用多ニ付今日御慎御免被成候付御出勤被成候様御伝御座候達入候趣御請被遊候事御書状相済候上御送リニ不及御着座ヲ少し御はつし被遊候計ニ御座候右ニ付乙名御小姓共ニ御送リ迎ニ不及候半弥殿御小門より御帰り直ニ御開門ニ相成御長屋窓障開キ申旦那様ハ御自分御遠慮等無御座候直様御出勤被遊候

福沢の場合と、山崎家の場合は、身分格式上では大きな差があり、如何にも山崎家の場合は表面上迎々しい点があるが、福沢が全く慎を意に介しておらず、好機とばかりに「西洋旅案内」の著述の時間にあてている点は、福沢の反封建的性格の一端を示すものであると共に幕府規律の乱れを物語っているものともみることが出来る。